

火災予防のあり方について

糸魚川市大規模火災を踏まえた火災予防のあり方について(早期覚知対策)

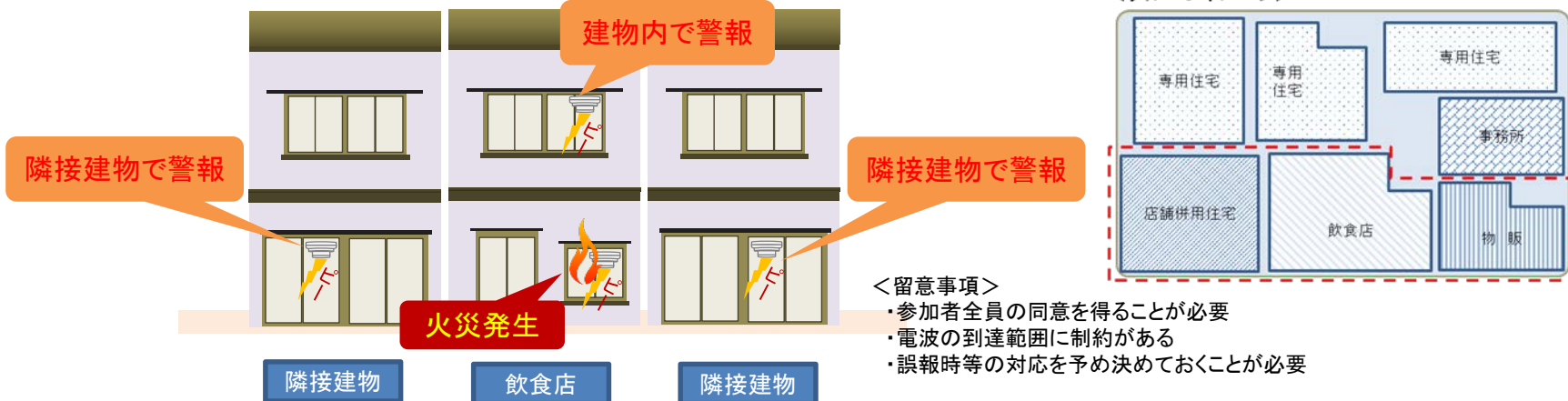
- 各消防本部に対して木造建築物が密集する地域等大規模な火災につながる危険性が高い地域における警防体制の見直し・強化の検討を要請するとともに、併せて火災予防についても取り組み強化を求めていくことが必要。
- 大規模な火災につながる危険性が高い地域にあっても、その危険性を必ずしも住民が理解していると言いき、住民が火災時に具体的に何をすべきかを周知し、訓練等を行うことが重要。
- さらに、飲食店から出火した場合に地域ぐるみで早期に火災を覚知し迅速に初期消火を行うために、住宅用火災警報器を活用し、飲食店を含む隣接建物間で相互に火災警報を伝達する新たな方式の効果や課題について検証することが必要。

発展的活用

住宅用火災警報器の特性

- ・室内の居住者に対する火災報知に効果的
- ・壁や扉に隔てられると警報音が聞き取りにくい

住宅用火災警報器を活用した隣接建物間の相互連携イメージ



糸魚川市大規模火災を踏まえた火災予防のあり方について(初期消火対策)

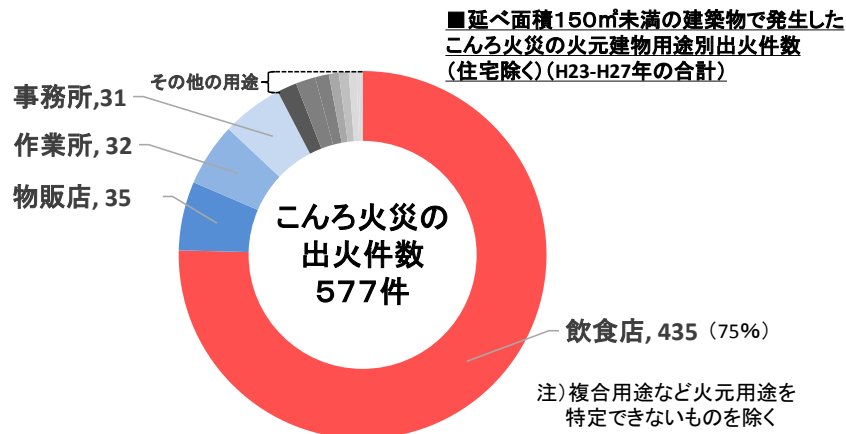
糸魚川市大規模火災の出火原因

○糸魚川市大規模火災の出火原因は、大型こんろの消し忘れ。

<こんろ火災の特性>

- 建物火災の出火原因^{※1)}は、こんろ、たばこ、配線、電気機器の順に多い。
- 延べ面積150㎡未満の建築物で発生したこんろ火災の約8割が飲食店で発生。
- こんろ火災には延焼拡大の危険性があり、消火器による初期消火が必要。

- ▶こんろ火災は急激に延焼拡大するが多い。
(たばこ、配線、電気機器による火災は、延焼拡大速度が緩慢であり、水による初期消火が可能。)
- ▶飲食店におけるこんろ火災のうち、約6割がその場を離れている間に出火したもの。
- ▶油火災に対しては水による初期消火は困難であり、消火器による初期消火が必要。



- 消防法施行令による飲食店への消火器の設置義務は、延べ面積150㎡以上が対象。
- 東京消防庁、政令指定都市の約8割、中核市の約5割は、各自治体の火災予防条例により、延べ面積150㎡未満の飲食店にも消火器の設置を義務付けているが、その他の自治体では指導に止まる^{※2)}。

こんろ火災の特性を踏まえた対応(案)

○延べ面積150㎡未満の飲食店にも消火器の設置を義務付ける方向で検討すべき。

※1)平成27年中の建物火災統計に基づく分析結果。ここでの建物火災は住宅火災を除き、出火原因は放火・放火の疑いを除く。

※2)延べ面積150㎡未満の飲食店の4割程度に消火器の設置が義務付けられているものと考えられる。